

・産休中の保育時間について

Q. 産休中の保育園の保育時間に関して、産休中は一律で、標準保育時間にできないか。または、「変更届（認定変更申請書 兼 変更届）」で選択できるようにできないか。

A. 産休期間中の保育時間については、就労のためにご自宅で保育が出来ない状況と比べ、ご自宅でお子様を保育可能な状況であることから、園でのお預かり時間は原則午前 9 時から午後 4 時までとお願いさせていただいております。この考え方から、一律で標準時間とすることは困難ですが、出産のための体調不良時等も考慮の上、柔軟に対応させていただいております。

例えば、「認定変更申請書兼勤務に関する変更届」にて保育時間を選択いただき、前月の 20 日までに、母子手帳のコピーを添付の上、通園されている保育園に申請していただくといった対応もあります。詳しくは保育園に直接お問い合わせください。

(子ども未来部保育課)